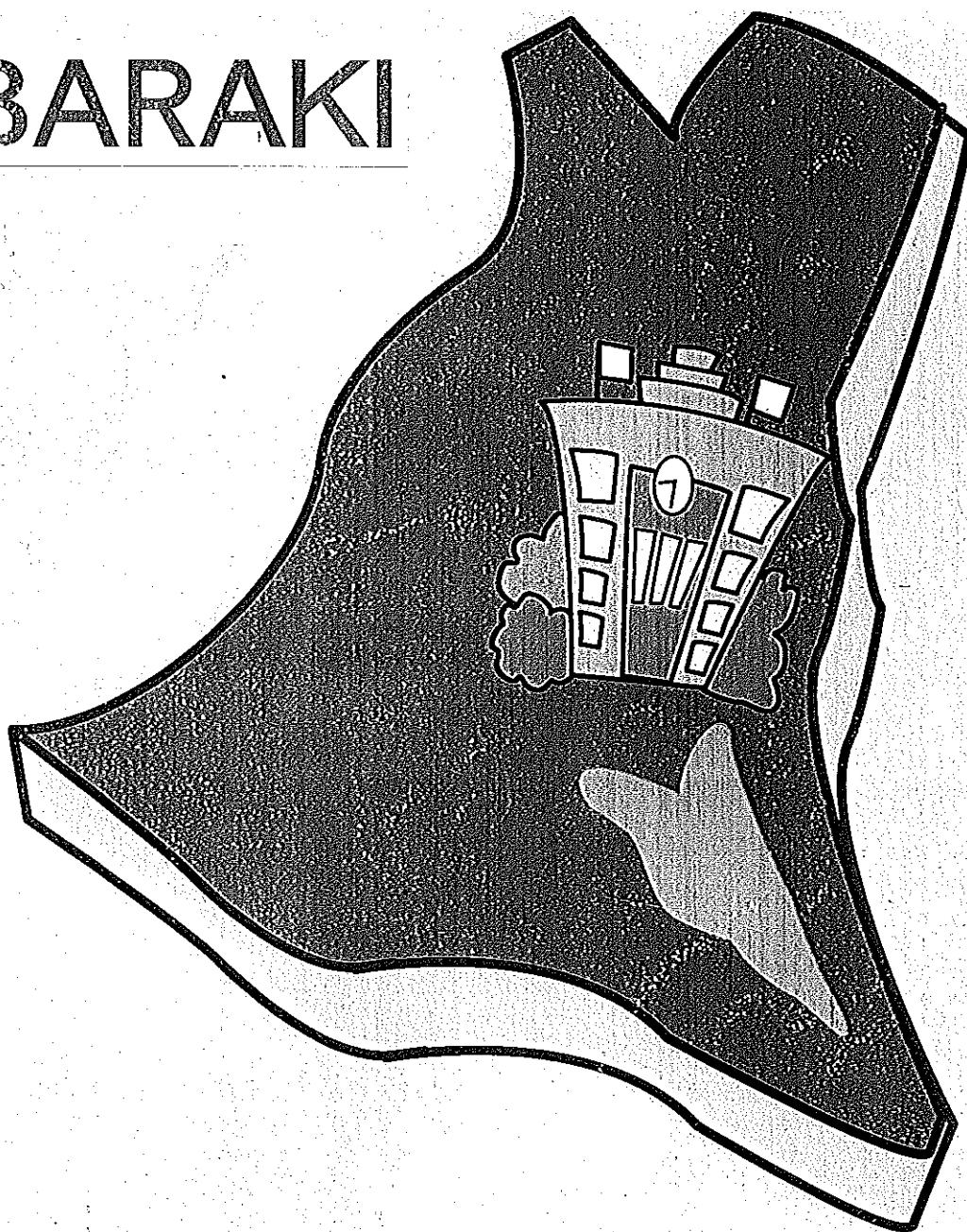


茨城県行政改革大綱

IBARAKI



平成7年12月

茨 城 県

は じ め に

戦後50年を経て、我が国はいま大きな変革の時期を迎えています。

高齢化の急速な進行、経済の一層のボーダレス化に伴う国境を越えた様々な活動・交流の活発化、地球環境問題の顕在化等を背景とした環境保全に関する関心の高まり等、社会経済情勢は大きく変化してきており、今や我が国は、地球時代、自然再認識の時代、人口減少・高齢化時代、新地方の時代及び本格的な高度情報化時代などと言われるように様々な面で新しい時代を迎えつつあります。

このようななか、我が国の社会目標が経済の発展から生活の充実へと移行していく成熟化社会を迎えつつある今日、国民の価値観の多様化に的確に対応していくためには、政治、行政、経済システム全般にわたる再構築が求められてきております。

本年5月の地方分権推進法の成立は、正しく我が国の社会目標である国民の生活の豊かさの実現を具現化するものであり、地方の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るための分権型行政システムへの転換は、我が国行政システムの変革の基本をなすものとして、避けて通れない時代の要請となってきております。

県としましては、この地方分権の推進を県政の最重要課題としてとらえ、地方分権の推進に関する調査検討を実施し、国への働きかけや県民の意識の高揚等を通し、積極的な推進に努めるとともに、一方では、地方分権の進展に伴って増大する県の役割と責任を十分に果たしうるようにするための行政運営の確立に取り組むことが急務であると考えております

また、このような状況の中で、県では、生活者の視点を基本として、新たな県計画を策定し、「愛されるいばらきの創造」をめざし、県民参画による施策の展開を図っているところであり、今後の行政運営にあたっては、より一層、生活者重視を基調としたシステムへの転換が重要であると考えております。

一方、県財政は、県税収入の平成4年度以降3年連続の減少を経験するなど、今後とも依然として厳しい状況が続くことが予想されており、このような状況からも、より一層簡素で効率的な行政運営を図っていくことが求められています。

本県では、昭和60年度に茨城県行政改革指針を策定するなど、これまでも、社会経済情勢の変化に的確に対応した簡素で効率的な行政運営の確立をめざし、不斷の行政改革に取り組んできているところでありますが、県政を取り巻く社会経済情勢は著しく変化してきており、より一層、時代に的確に対応した行政運営を確立していくことが必要になってきております。

このため、今後の行政運営にあたっては、簡素効率化はもとより、新たな視点から行政運営全般にわたる再構築を図ることが必要であり、そのための指針として、行政改革推進本部を中心に、県民の方々の意識などを調査するとともに、外部有識者で構成する茨城県行政改革推進懇談会の各委員の皆さんとの積極的なご意見を頂きながら、行政改革大綱を策定いたしました。

今後は、行政改革に対する職員意識の高揚を図っていくとともに、県議会や県民の方々の理解と協力を頂きながら、全庁をあげて大綱に基づく行政改革の計画的な推進を図り、県民だれもが豊かさを実感できる「愛されるいばらき」づくりに取り組んで参ります。

平成7年12月

茨城県知事 橋 本 昌

目 次

頁

第1 行政改革の基本的考え方

1 行政改革の基本方針	1
2 行政改革の推進期間	2
3 行政改革の推進方法	2

第2 生活者の立場に立った行政運営

1 親切な行政運営の推進	4
2 わかりやすい行政運営の推進	5
3 便利で迅速な行政運営の推進	7

第3 地方分権の時代にふさわしい行政運営

1 政策形成・総合調整機能の充実	9
2 行政運営における生産性の向上	10
3 職員の能力開発等の推進	11

第4 社会経済情勢の変化に対応した行政運営

1 事務事業の見直し	13
2 組織機構の見直し	
(1) 本庁	15
(2) 出先機関	16
(3) 付属機関	17
(4) 外郭団体	18
3 定員管理、給与の適正化	19

第5 行政の情報化の推進

1 計画的な情報化の推進	21
2 ネットワーク化の推進	23

第6 行政改革の推進にあたって

1 職員意識の高揚	24
2 県民の理解と協力	24
3 市町村との連携及び支援	24
4 国への働きかけ	25

参考資料 26

付属資料 36

第1 行政改革の基本的考え方

1 行政改革の基本方針

本県では、これまで社会経済情勢の変化に的確に対応した効率的、機能的な行政運営をめざして、不斷の行政改革に取り組んできたところである。

しかしながら、高齢化の進行や情報化、国際化の進展、県民の生活の質や環境への関心の高まり等、社会経済情勢の急激な変化に加え、地方分権が時代の大きな流れとなってきている。

今後、地方分権の進展により、県の果たすべき役割と責任の拡大が予想され、より一層自主的・自立的な行政運営が求められるなど、行政を取り巻く環境が大きく変化してきており、従来の視点に加え、新たな観点に立った行政運営の確立に取り組むことが必要になってきている。

このようななか、本県では、生活者の視点を基本として新たな県計画を策定し、県民参画による施策の展開を図っているところであり、今後の行政運営にあたっては、より一層、生活者重視の視点を持つことが必要になってきている。

一方、最近の我が国経済は、総じて景気回復の足踏み状態が長引き、先行きにはなお不透明感が強く、依然として厳しい状況が続いており、行政運営にあたっては、従来にも増して簡素・効率化を図っていくことが求められている。

さらに、民間企業においては、「リストラ」、「リエンジニアリング」など、厳しい経営改善を実施しており、県としても、今後とも極めて厳しい財政状況が予想されるなかで、民間の企業の経営手法も参考にしながら行政運営にあたっていくことも必要である。

先に実施した行政改革に対する県民意識調査においても、県民の行政改革に対する関心の強さが見られるところである。

このため、今後の行政運営にあたっては、以下の3つを基本方針として、行政改革を推進するものとする。

◎ 「生活者重視」 = 生活者の立場に立った行政運営

県行政は、生活者である県民のために、生活者である県民とともに推進していくことが基本である。

◎ 『自主的・自立的』 = 地方分権の時代にふさわしい行政運営

これからは、地方分権の時代であり、自らのことは、自らの創意と工夫のもとに、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造していかなければならない。

● 「簡素効率的」 = 社会経済情勢の変化に対応した行政運営

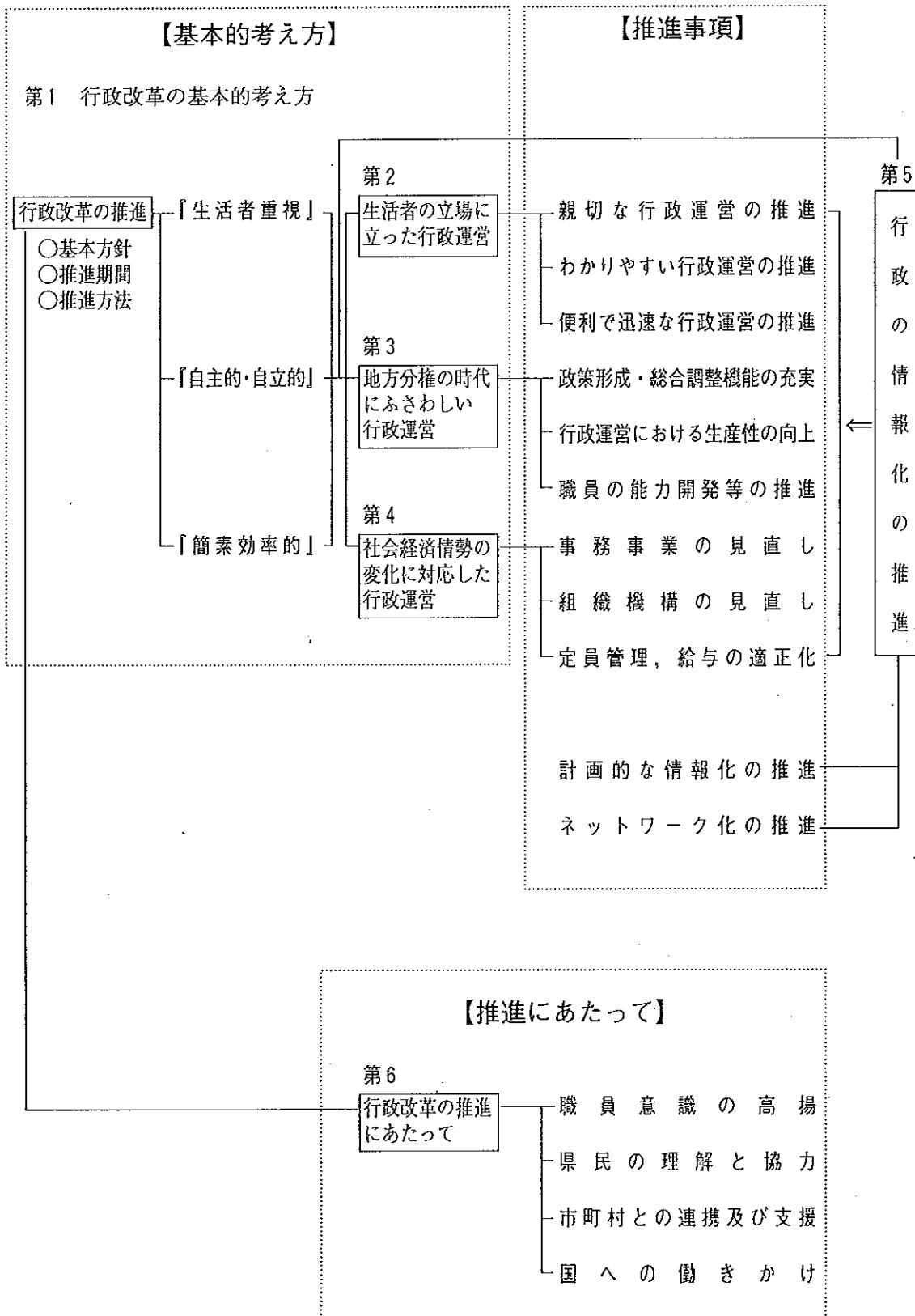
社会経済情勢の変化に的確に対応した簡素で効果的・効率的な行政運営を推進することは、地方公共団体の責務である。

この行政改革大綱は、平成7年度から概ね3年間にわたって取り組むべき主な課題を示したものであるが、本県の行政改革は、これらの課題の実現にとどまらず、常に、新たな視点に立っての行政改革の推進に努めるものとする。

3 行政改革の推進方法 ◆◆◆

この行政改革大綱については、全庁的な推進体制である茨城県行政改革推進本部を中心に、各部局ごとに推進会議を設置し、毎年度、茨城県行政改革推進懇談会の意見などを踏まえながら、計画的に推進するものとする。

行政改革大綱の体系



第2 生活者の立場に立った行政運営

県行政は、生活者である県民のために、生活者である県民とともに推進していくことが基本である。

新たな県計画における県政運営の基本視点も、来るべき21世紀に向け、生活者の視点に立って、県民と手を携えながら、「愛されるいばらき」づくりを進めることである。

従って、行政運営にあたっても、常に、生活者である県民の立場に立ち、県民のために推進していくという視点を持つことが不可欠である。

このためには、「公務員は、全体の奉仕者である」という原点に再度立ち返り、行政運営にあたっていく必要がある。

行政改革推進懇談会での各委員の意見でも、「窓口サービスの向上」や「わかりやすい行政の推進」など、住民サービスの向上を図るための行政運営の一層の推進について多くの意見が出されており、また、行政改革に対する県民意識調査においても、県の職員の応対について、概ね良い評価はされているものの、「悪い」との指摘もあり、今後は、より一層、親切でわかりやすい行政運営に努めていく必要がある。

さらに、行政改革に対する県民意識調査において、住民に身近な市町村への権限委譲の推進について関心が強く、今後は、市町村等との適正な役割分担のもとに、可能な限り住民に身近な事務は身近な機関で処理できる体制を確立し、便利で迅速な行政運営の推進にも努める必要がある。

1 親切な行政運営の推進

(基本的考え方)

親切で真心のこもった行政運営を推進していくためには、窓口などにおける住民サービスのより一層の向上を図ることが必要である。

このため、県民に直接接する窓口などにおける職員の応対の改善や、迅速な事務処理を図るための事務手続きの簡素効率化などに努める。

また、親切な行政を推進するにあたっては、県政に対する県民の要望や意見、苦情等について相談に応じ易くし、かつ、真摯に県民の声に耳を傾けていくという態度を職員一人一人が常に持つことが必要であることから、各種相談事業の充

実や県民に親切な応対ができるよう、職員の教育に努める。

(推進事項)

(1) 県民への職員の応対を改善する。

- 県民に親切な行政運営について、マニュアル等を作成し、職員への啓発を実施する。
- 窓口担当者を中心とした「さわやか応対実務講座」を実施する。
- 職場における接遇改善の核となる接遇リーダーの養成研修を充実する。
- 職員に記名票（名札）を着用することを徹底する。

(2) 事務手続きの簡素効率化を図る。

- 各種申請書、添付書類の総点検を実施し、申請書類などの簡素化に努める。
- 各種許認可事務等総点検を実施し、事務処理期間の短縮に努める。
- 事務のOA化や事務処理の標準化を推進し、事務の正確、迅速な処理に努める。

(3) 県民からの相談事業の充実に努める。

- 県民の要望等に応じている「県民相談センター」の充実に努める。
- 県民からの陳情、要望等の迅速、丁寧な処理に努める。
- 新県庁舎の整備にあわせ、県民への「総合相談案内窓口」の設置について検討する。

2 わかりやすい行政運営の推進

(基本的考え方)

わかりやすい行政を推進するためには、県政に関する情報をできるだけ多く、かつ、わかりやすく提供し、県民の県政に対する理解を深めるとともに、県民のニーズを的確に把握していく必要がある。

このため、県民への情報提供の促進や、県政への県民意見の反映の一層の充実に努める。

また、県民の県政に対する信頼を高め、わかりやすく開かれた行政を推進するため、透明で公正な行政運営の推進に努める。

(推進事項)

(1) 県民への情報提供の促進と県政への県民意見の反映の充実に努める。

- 県の広報誌である「ひばり」等により、県民へのわかりやすい情報提供に努めるとともに、「いばらき創り1000人委員会」の充実等、県政に対する県民参画機会の拡充に努める。

* 「いばらき創り1000人委員会」＝「県行政に係る各種委員会・懇話会等を組織して、1000人委員会と総称し、行政全般にわたる県民の多くの幅広い意見、提言等の機会を拡充するため設置した委員会」

- 新県庁舎の整備にあわせ、「県民情報センター」を整備するなど、情報化社会にふさわしい、県民への県政の情報提供の推進方策を検討する。

* 「県民情報センター」＝「県民と県民、県民と県政との交流により、21世紀の茨城の顔を創出する情報提供の拠点とする目的で、新県庁舎に整備予定の施設」

- 政策課題についての住民意識調査の実施や審議会の運営方法の見直しなど、行政への県民意見反映方策について検討する。

(2) 県民への職員の応対を改善する。【再掲】

- 県民にわかりやすい行政運営について、マニュアル等を作成し、職員への啓発を実施する。
- 窓口担当者を中心とした「さわやか応対実務講座」を実施する。
- 職場における接遇改善の核となる接遇リーダーの養成研修を充実する。

(3) 行政手続法・条例の適正な運用を図る。

- 各種許認可の審査基準、標準処理期間などの定期的な見直しを実施し、処理期間の短縮と事務処理の迅速化を図るとともに、行政手続法及び条例の適正な運用を図る。

3 便利で迅速な行政運営の推進

(基本的考え方)

便利で迅速な行政運営を推進するためには、できるだけ住民に身近な機関で事務処理ができることが必要である。

このため、可能な限り住民に身近な機関への事務執行権限の委譲や申請等の受付窓口の拡大などに努めるとともに、事務処理の迅速化を図るため、事務手続きの改善や事務執行方法の改善に努める。

(推進事項)

(1) 住民に身近な機関への権限委譲等を推進する。

- 日常生活に密着したもの、都市づくり・地域づくりに役立つもの、生活環境を守るために必要なもの等について、関係機関と十分に協議しながら、市町村への権限委譲を推進する。
 - 住民に直結したもの、地域的な事業に関するもの、全県的な調整の必要がないもの等について、出先機関への権限委譲を推進する。
 - 受付時間の延長や受付場所の増設など、事務手続き窓口の拡大方策について検討する。

(2) 事務手続きの簡素効率化を図る。【再掲】

- 各種申請書、添付書類の総点検を実施し、申請書類などの簡素化に努める。
 - 各種許認可事務等総点検を実施し、事務処理期間の短縮に努める。
 - 事務のOA化や事務処理の標準化を推進し、事務の正確、迅速な処理に努める。

(3) 事務執行方法を改善する。

- 事務処理スケジュール管理を徹底し、速やかな事務執行に努める。
 - 事務処理にあたっての「報・連・相（報告・連絡・相談）」を徹底し、速やかな事務執行に努める。

- 的確な意思決定システムや組織の管理手法について、マニュアルを作成し職員への啓蒙普及に努めるとともに、「目標による管理セミナー」研修を実施する。

第3 地方分権の時代にふさわしい行政運営

これからは、地方分権の時代であり、自らのことは、自らの創意と工夫のもとに、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造していかなければならない。

地方分権の進展により、地域の総合行政主体としての県の果たすべき役割と責任が拡大し、県政運営はまさしくそれぞれの裁量に委ねられることになり、増大していく県の裁量をどのような形で地域づくりに結びつけていくかは、ひとえに県の自主的、自立的な行政運営を推進する能力如何にかかっている。

そのためには、眞の地方自治の主体となり得るよう、行政の仕組み、事務の進め方及び個々の職員の事務執行能力などについて、自己改革を積極的に進める必要がある。

1 政策形成・総合調整機能の充実

(基本的考え方)

地方分権の進展によって、県の役割と責任が拡大することに伴い、県には、地域の課題に自主的・主体的・完結的に対応していくための体制が求められてくるところである。

このため、地域における行政ニーズを的確に把握し、施策や事業の評価を踏まえて、地域に求められる政策や施策などを効果・効率的に立案、形成していく政策形成機能の充実強化に努める。

また、今後、地域づくりに総合的に対応していくための体制もより一層必要なことから、部局間及び部局内の施策等の総合調整機能の一層の充実強化に努める。

さらに、地域に求められる政策等を形成していくためには、行政運営にあたる職員一人一人が、常に課題を持って県の政策等のあり方について考えていくことも必要であることから、政策提案制度の充実を図るなど、職員の県政への参加意識の高揚に努める。

(推進事項)

(1) 政策形成・政策評価・総合調整機能の充実、強化を図る。

- 施策の総合的、機能的な推進を図る
 - ・ 企画部の再編を実施する（地域振興室の設置等）。
 - ・ ひたちなか地区事業推進プロジェクトチームを設置する。

(平成 7 年度)

- 政策形成にあたっての協議調整機関である「政策幹部会議」を充実、強化する。
 - 高齢化、国際化、情報化などの横断的な施策推進が求められている分野における政策形成・総合調整機能のあり方について検討する。
 - 庁内の各部局間及び部局内の総合調整機能のあり方について検討する。

(2) 職員の県政への参加意識の高揚を図る。

- 部局別事務改善推進連絡会議を活用し、職員の政策提案制度の充実を図る。

2 行政運営における生産性の向上

(基本的考え方)

限られた財源等の中で最大の効果を達成することが、地方公共団体全てに課せられた責務である。そのためには、常に、効果的・効率的な行政運営を推進し、行政の生産性を高めるための行政運営のプロセスの改善を図っていくことが必要である。

このため、事務改善制度の充実を図るとともに、職場をあげて明確な目標を設定し、その目標を達成するための「計画(Plan)」を策定し、その計画を「実行(Do)」し、結果を「評価(See)」するという一連の行為を繰り返すことにより、実施した施策の成果を評価し、次の施策に着実につなげるような効果的・効率的な行政運営の徹底に努める。

また、効率的な行政運営や行政サービスの向上を図るために、事務処理の簡素合理化など、事務の正確、迅速な処理を推進する。

(推進事項)

(1) 職場及び職員の自主改善制度や提案制度の充実強化を図る。

- 各部局ごとに事務改善連絡推進会議を設置し、事務改善制度を充実する。

(平成7年度)

- 小集団活動による事務改善方法の導入など、よりよい事務改善制度のあり方を検討する。

(2) 事務執行方法等を改善する。

- 行政データ共通利用システムの整備など、県行政の意思決定を支援する情報の共有化、共用化を推進する。

- 的確な意思決定システムや組織の管理手法について、マニュアルを作成し職員への啓蒙普及に努めるとともに、「目標による管理セミナー」研修を実施する。 【再掲】

- 事務処理にあたっての「報・連・相（報告・連絡・相談）」を徹底し、適切な事務の執行管理に努める。 【再掲】

(3) 事務処理の簡素合理化を進める。

- 事務のOA化や事務処理の標準化を推進し、事務の正確、迅速な処理に努める。 【再掲】

- 事務処理の迅速化を図るため、事務決裁規程等の見直しを実施する。

3 職員の能力開発等の推進



(基本的考え方)

社会経済情勢の変化に伴って、ますます複雑多様化する行政需要や地方分権の進展に伴い、自主的・主体的に解決しなければならない地域課題に的確に対応していくためには、職員の国等への依存体質を改善し、県民の立場に立って、県民のために何をすべきかを主体的、創造的に考えていく姿勢や能力が何よりも求められてくる。

このため、職員一人一人の意識改革を進めるとともに、地方分権の時代に対応

できる人材の育成を図る。

また、来るべき時代において、簡素で効率的な行政運営を確保しつつ、県の役割を的確に果たしていくため、組織体制の整備等とともに、限られた人材の有効活用と職員の勤務意欲の向上に努める。

(推進事項)

(1) 地方分権の時代に対応できる人材を育成する。

○ 研修所における研修を充実する。

- ・ 職員の創造性や課題解決能力を高めるため、「創造性開発講座」を開設する。

- ・ 職員の政策形成能力を高めるため、「政策研究講座」を充実する。

○ OJT等、職場内での研修を充実する。

- ・ 職場研修の効果的な推進を図るため、職場研修マニュアルを作成し、職員への啓発に努めるとともに、「職場研修指導者研修」を実施する。

* 「OJT」 = On-The-Job-Training

「日常の業務を行いながら、業務に必要な知識、技術を身につける教育研修方法」

○ 民間の経営感覚等を身につけさせるため、民間等への派遣研修や「民間との交流会」の開催などを拡充する。

○ 海外派遣研修を充実する。

- ・ 国際化に対応するため、海外派遣研修の充実強化を図る。

○ 人材育成のための適切な人事管理の推進を図る。

- ・ 中長期的な視点から職員の資質、職務能力を多面的に把握するため、職員の「直接意向調査制度」を導入する。

○ 職員の主体的な能力開発を促進するため、自己啓発制度の充実を図る。

(2) 人材を有効に活用するとともに、職員の勤務意欲の向上等を図る。

○ 職員の能力開発の状況、職務経験、業務への適性・意欲等人事情報のよりきめこまかな把握により、適材適所を基本とした人員配置を図る。

○ 特定部門への職員配置について、「府内公募制」の導入を検討する。

第4　社会経済情勢の変化に対応した行政運営

社会経済情勢の変化に的確に対応した簡素で効果的・効率的な行政運営を推進することは、地方公共団体の責務である。

本県においては、これまでも時代時代に的確に対応した行政運営の確立をめざし、事務事業の見直しや組織機構の簡素合理化などに独自に、かつ不斷に取り組んできているところである。

しかしながら、少子化傾向と高齢化の進行、本格的な国際化の進展、産業構造の変化、高度技術情報化の進展や地球的規模の環境問題などの社会経済情勢の変化は、日々新たな行政課題を生み出している。

一方、民間企業においては、厳しい経済環境を反映して、変化に対応すべく経営改善を実施しており、県としても、新たな行政課題をも含めた行政需要に対する自らの役割のあり方を十分検討し、今後とも極めて厳しい財政状況が予想されるなかで、民間の経営手法も参考にしながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した簡素で効果的・効率的な行政運営に努めていくことが、従来にも増して必要になってきている。

1 事務事業の見直し ◆◆◆

(基本的考え方)

県の事務事業は、常に、社会経済情勢の変化や県民のニーズに適合したものでなければならない。

県においては、これまでも、毎年度の予算編成を通じ、事務事業の見直しを実施し、行財政運営の効率化に努めてきたところである。

しかしながら、県財政は、県税収入や基金の減少、県債残高の増嵩傾向など、今後とも極めて厳しい状況が予想される。

このため、今後、ますます複雑多様化する行政需要に的確に対応していくため、既定の事務事業の抜本的な見直しを徹底して進め、適正な施策の選択のもと、限られた財源の重点的・効果的配分に努めるものとする。

また、効率的行政運営や住民サービスの向上、さらには地域経済の活性化を図るため、行政責任の範囲等に留意しながら、民間活力の有効な活用を図るととも

に、県の許認可事務等の見直しに努めるものとする。

(推進事項)

(1) 事務事業のスクラップ・アンド・ビルトを徹底するとともに、予算のより一層の適正な執行を推進する。

○ 事務事業の見直し総点検を実施する。

- ・ 必要事業の充足、目的達成等により廃止できるもの
- ・ 必要性、緊急性に乏しく縮小又は休止できるもの
- ・ 新たに期限設定又は期限短縮できるもの
- ・ 行政効果を高めるために整理統合又はメニュー化できるもの
- ・ 社会経済情勢の変化に伴って、当初予定した効果が期待できないもの

○ 県単補助金の見直し総点検を実施する。

- ・ 補助目的、効果の薄れた補助金等の廃止又は縮小
- ・ 類似補助金の統合、メニュー化
- ・ 零細補助金の整理
- ・ 補助対象、補助率等の見直し検討
- ・ 補助期限の設定

(2) 限られた財源を重点的かつ効果的に配分するため、適正な施策の選択を実施するとともに、施策についても優先順位を設定し、厳しく選択する。

○ 予算要求基準（シーリング）を設定する。

(3) 民間活力の有効な活用を図るため、民間委託を推進する。

○ 道路パトロール業務及び道路清掃(ガードレール清掃)業務について、民間委託を図る。（平成7年度）

○ 県が設置する公の施設（既存、新設）について民間委託を検討する。

(4) 住民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、条例等に基づく許認可事務等の見直しを実施する。

2 組織機構の見直し ◆◆◆◀

(1) 本 庁

(基本的考え方)

本庁は、主に、県政全体に係る企画計画、調整、管理、出先機関の指導等の機能を有するものである。

県においては、これまでも、社会経済情勢の変化に的確に対応した簡素で効率的な本庁組織とするため、事務事業のスクラップ・アンド・ビルトを徹底し、組織の肥大化を抑制しながら、部局や課の再編整備などを逐次実施してきているところである。

しかしながら、高齢化、情報化、国際化などの社会経済情勢の変化は、日々新たな行政課題を生み出してきている。

このため、新たな行政課題に的確に対応するとともに、来るべき地方分権の時代にふさわしい本庁組織とするため、さらに見直しに努めるものとする。

なお、組織の見直しにあたっては、簡素合理化の観点から、現行の部・課程度の規模を維持していくことを基本として進めるものとする。

(推進事項)

(1) 社会経済情勢の変化に対応した組織体制の整備を図る。

- 高齢化、国際化、情報化に対応した施策推進体制を検討する。
- 産業構造の変化に対応するため、商工労働部門の見直しを検討する。

(2) 政策形成・政策評価・総合調整機能の充実、強化を図る。 【再掲】

- 施策の総合的、機能的な推進を図る。
 - ・ 企画部の再編を実施する（地域振興室の設置等）。
 - ・ ひたちなか地区事業推進プロジェクトチームを設置する。

(平成7年度)

- 政策形成にあたっての協議調整機関である政策幹部会議を充実、強化する。
- 庁内の各部局間及び部局内の総合調整機能のあり方について検討する。

(3) 業務の消長にあわせた組織体制の整備を図る。

- 県立医療大学の開学に伴い、県立医療大学設置準備局を廃止する。

(平成7年度)

(2) 出先機関

(基本的考え方)

出先機関は、住民サービスの向上等の観点から、現地処理が効率的な事務を分担し、それぞれの行政目的に添って設置してきている。

県においては、これまでも、住民サービスの向上と効果的・効率的な事務処理を基本とし、保健所や地域農業改良普及センターなど、出先機関の再編整備や本庁からの権限委譲に努めてきているところである。

しかしながら、最近の社会経済情勢の変化に伴い、業務の消長などにより、所掌業務の見直しなどが必要な出先機関が見られるようになってきている。

このため、住民の利便性の確保に留意しながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した出先機関とするため、さらに見直しに努めるものとする。

また、特に、公の施設については、複雑多様化する行政需要に的確に対応するため、配置のあり方や管理運営体制について、見直しに努めるものとする。

* 「公の施設」＝「住民の福祉を増進する目的で、住民の利用に供するため、県が設ける施設をいい、福祉施設、病院、学校などをいう」

(推進事項)

(1) 社会経済情勢の変化に対応した組織体制の整備を図る。

- 行政需要の消長に合わせた出先機関の配置の見直しを実施する。

- 地域保健法の改正に伴い、保健所の見直しを検討する。
- (2) 関連性のある業務を所掌する出先機関相互の連携を促進する。
 - 福祉事務所と保健所について、その施策の連携のあり方について検討する。
- (3) 効果的・効率的な行政運営を図るため、小規模な事務所の再編整備を推進する。
- (4) 公の施設について、配置の見直しや、民間委託の推進など、管理運営体制の見直しに努める。
- (5) 住民に直結したもの、地域的な事業に関するもの、全県的な調整の必要がないものなどについて出先機関への権限の委譲を推進する。【再掲】

(3) 付属機関

(基本的考え方)

付属機関は、執行機関が行政運営の意思決定をする前提となる調査、調停、審議、審査等を行う機関であり、いわば、県民各層からの意見反映の場であることから、引き続き、積極的な活用に努めることとし、この運営については、実質的な審議等が行われるよう、委員構成や運営方法について見直しに努めるものとする。

一方、社会経済情勢の変化や行政需要の消長により、使命を達成したものや形骸化したもの、効率的な運営が可能なものなども一部見られることから、付属機関のあり方について、行政運営の簡素効率化の観点からの見直しにも努めるものとする。

(推進事項)

(1) 県民各層からの意見が反映できるよう、運営方法の見直しに努めるとともに、県政への男女共同参画を推進するため、女性委員の積極的な起用に努める。

(2) 社会経済情勢の変化や業務の消長にあわせた見直しを実施する。

○ 製造物責任法の施行に伴い、消費者苦情処理委員会を設置する。

(平成7年度)

○ 業務の収束に伴い、県史編さん委員会を廃止する。

(3) 他の付属機関への統合など、効率的な運営体制の確保に努める。

○ 血液対策協議会を任意協議会とし、弾力的運用を図ることを検討する。

○ 改良普及員資格試験委員及び林業改良指導員資格試験委員の廃止を検討する。

○ 沿岸漁業構造改善協議会を任意協議会とすることを検討する。

(4) 外郭団体

(基本的考え方)

県の外郭団体は、複雑多様化する県民ニーズに的確に対応するために、県との合理的な機能分担を図りながら、行政運営の補完的な役割を担うものとして設置されてきたものである。

しかしながら、社会経済情勢の変化により、外郭団体の一部に設立当初の目的が概ね達成され、存在意義が薄れてきたものなどが見受けられるようになってきている。

このため、現下の厳しい状況を踏まえ、既に設立したものについては、その設立の目的、業務の性格、内容、活動の実態、果たしている機能等について再検討を行い、類似の業務を行うもの、既に目的を達成したと思われるものなどについて、統廃合を進めるとともに、業務執行の効率化等、運営方法の改善など、県の組織と同様に、常に、効果性・効率性の観点からの見直しや指導監督の強化に努

めるものとする。

また、今後新たに設置する場合には、その必要性、既設法人などの活用、事業運営の効果性・効率性等について総合的に検討する体制を確立するものとする。

(推進事項)

- (1) 出資法人についての見直しを実施する。

 - 既に目的を達したものや、団体どうしで類似の業務を行っているものについてでは、統廃合を推進する。
 - 業務運営の総点検を実施し、経営改善計画の策定の促進等、運営の適正化に努める。
 - 業務運営方法についての監察等、指導監督の強化に努める。

(2) 新規法人設立にあたっては、総合調整機能が発揮できるよう、全庁的な審査体制の強化に努める。

(3) 出資法人以外の団体についても総点検を実施し、運営の適正化等の見直しに努める。

3 定員管理、給与の適正化

(基本的考え方)

県においては、これまでも、簡素で効率的な行政運営を図るため、必要に応じ定員適正化計画を作成し、その計画的な推進に努めるとともに、毎年度、「職員定数の抑制」を基本として、「組織・定数調整方針」を定め、適正な定員管理に努めてきた。

しかしながら、県立医療大学の整備など、新たな行政需要が増加してきており、これらに的確に対応していくためには、従来にも増して、適正な定員管理が必要である。

このため、今後の定員管理にあたっては、より一層、事務事業の見直しや事務のOA化等を推進し、その適正化に努めるとともに、新規行政需要に対する定員

の適正かつ計画的な配分のシステムを検討するものとする。

また、県民に開かれた行政運営を推進していくためには、定員管理について、県民の理解と協力を得ることが必要なことから、定員状況の積極的な公表に努めるものとする。

一方、本県の職員の給与については、人事委員会の勧告に基づき、国及び他の都道府県との均衡を考慮しながら、本県の財政状況を踏まえて適正化に努めてきたところである。

今後も、人事委員会勧告制度の趣旨を尊重しながら、給与の適正化に努めるものとする。

(推進事項)

(1) 新たな定員管理手法の導入を検討する。

○ 新規行政需要に対する定員の適正かつ計画的な配分を図るとともに、各所属における事務改善・合理化意識の高揚等を図るため、定員シーリング方式（一律削減再配分方式）の導入を検討する。

(2) 定員管理の状況について、県報登載等の手段により公表する。

(3) 高年齢層の給与のあり方について検討する。

第5 行政の情報化の推進

近年における情報処理技術や通信技術の進展には著しいものがあり、社会の様々な分野で先進的な技術の成果を取り入れていくことで、ゆたかさが実感できる利便性の高い社会経済システムが実現するものと多くの期待が寄せられている。

本県では、従来から行政事務の効率化、高度化及び住民サービスの向上等を図るために、コンピュータによる情報処理に積極的に取り組んできたところであるが、県民の価値観の多様化や高齢化、国際化などの進展を背景とした新たな県民ニーズに対応し、従来以上に効率的で質の高い行政を推進するためには、可能な限り新しい技術を導入していくことが、生活者の視点に立った県政運営を望む県民の期待に応えることにつながるものと考えられる。

このため、ネットワーク技術を活用し、現在庁内において個々の事務の担当組織ごとに蓄積されている情報を統合的に利用することができるシステムを計画的に整備するなど、庁内の情報の流通を活発にし、無駄がなく質の高い情報化を推進する必要がある。

また、県民どうし、県民と行政機関、行政機関どうしが豊かで多様な情報のコミュニケーションが持てるよう、県内に情報通信ネットワーク基盤を民間や市町村と連携しながら整備し、県政情報の提供や県民の新しいコミュニティの場として活用していく必要がある。

1 計画的な情報化の推進

(基本的考え方)

行政事務の効率化や高度化を図るとともに、政策立案など意思決定を的確に行うため、庁内の各部門で発生する行政情報のデータベース化や共有化を推進し、その活用を図るなど、質の高い情報化を計画的に推進するものとする。

また、生活者の立場に立ったわかりやすい行政を推進するとともに、生活者の視点に立った施策の形成を支援するため、近年目覚ましい進展を遂げている情報通信システムの成果を取り入れた新しいメディアを活用して、積極的な行政情報の提供に努めるものとする。

これらを実現するためには、行政事務の情報化と地域における情報化（地域情報化）とを一体的に推進していく必要があることから、推進体制の整備にも努めるものとする。

(推進事項)

(1) より質の高い情報化の計画的な推進を図る。

- 茨城県OA化推進計画第二期中期計画に基づく計画的な情報化を推進する。

* 「茨城県OA化推進計画第二期中期計画」

=「全庁的、計画的に行政事務の情報化を図っていくために作成した茨城県OA化推進基本計画(計画期間:H3～21世紀初頭)に基づく、第二期目の計画(H6～H10)であり、情報処理システムのネットワーク化を推進し、行政事務の一層の効率化、高度化を図り、きめ細かな県民サービスの提供の実現を基本目標としている。」

(2) 情報の共有化を推進するとともに、蓄積されている情報の有効活用を図るシステムを整備する。

- 新県庁舎の整備にあわせ、行政データ共通利用システム、電子メールシステム等の全庁共通システムを開発する。

* 「全庁共通システム」

=「府内の各課所等で共通に利用されるシステムで、統括・集中的にシステム開発を行うべきもの」

(3) 情報通信システムの発展に併せた様々な情報の提供を実現する。

- 新県庁舎の整備にあわせ、総合県民情報システムの開発を進めるとともに、「県民情報センター」の設置を図る。
- 新県庁舎の整備にあわせ、防災情報システムの開発を進めるとともに、「防災センター」の設置を図る。

2 ネットワーク化の推進 ◆◆◆◀

(基本的考え方)

社会経済情勢の変化や効率的で高度な行政運営を行うため、府内・外におけるコミュニケーションを活発にするとともに、迅速な情報の伝達を図り、多面的で的確な施策展開を行うものとする。

また、県民は、身近な行政機関で簡単に手続きができる環境を望んでいるところであり、情報通信ネットワーク基盤を民間や市町村などと連携しながら整備し、こうした課題を克服することに努めるものとする。

(推進事項)

(1) 行政情報のネットワークを整備する。

- 新県庁舎の整備にあわせ、新県庁舎にLANを整備する。

* 「LAN = Local-Area-Network」

=「庁舎等に設置されたコンピュータどうしをネットワークで結んで、電子メールや情報・機器の共有を実現するもの」

- 本庁と出先機関とのネットワーク基盤を整備する。

(2) 地域情報基盤を整備する。

- 県民がインターネット等を容易に使えるよう、地域情報基盤を民間や市町村などと連携をとりながら整備を進める。

- 県と市町村等の間に地域衛星通信ネットワークを活用した防災行政無線網を構築する。

第6 行政改革の推進にあたって

1 職員意識の高揚



今後の行政改革を推進していくためには、職員の意識の高揚が特に重要である。

常に自己の仕事に問題意識をもち、事務の改善合理化と社会経済情勢の変化や技術の進歩、発展を的確に把握し、県政の方向と行政需要に機敏に対応し、創意工夫を活かしながら業務に取り組んでいくことが必要である。

また、地方分権の進展に伴い、行政推進にあたっての政策形成能力を高めることや、職員一人一人が常に目標をもって業務を推進し、その進行管理や評価を繰り返しながら取り組むことが、一層必要になってくるものと考えられる。

さらに、行政改革に対する県民意識調査結果においても職員の意識改革や能力開発の必要性が強く指摘されているところである。

このため、今後は、より一層、職員研修制度や事務改善制度の充実に取り組むとともに、不断の職員への意識啓発に努め、全庁をあげての行政改革への取組みを推進するものとする。

2 県民の理解と協力



県行政は、県民生活と密接に関わっているものであることから、行政改革を実りあるものとするためには、単に行政のみの努力によって達成しうるものではなく県民の理解と協力が是非とも必要である。

このため、今後、県民の理解と協力が得られるよう、行政改革大綱及びこれに基づく推進状況の積極的な公表・広報に努めるとともに、茨城県行政改革推進懇談会や県議会の意見を踏まえながら、行政改革の計画的な推進に努めるものとする。

3 市町村との連携及び支援



今後、地方分権の進展に伴い、地方の役割と行政需要が増大する中で、地方行政を効果・効率的に推進するためには、県と市町村との協力関係が一層重要であ

る。

さらに、行政改革に対する県民意識調査結果においても、市町村との連携の強化が求られているところである。

このため、県と市町村との機能と責任を適切に分担しつつ、一体となって行政が推進できるよう、相互のより緊密な協力関係の確保に努めるとともに、来るべき地方分権の時代にふさわしい市町村の行政運営確立のため、広域行政の推進や市町村職員の研修、人事交流の推進など、関係機関と十分に協議をしながら、市町村への支援についても積極的な取り組みを図るものとする。

4 国への働きかけ



今や地方分権は、時代の大きな潮流となっている。

県においては、来たるべき地方分権の時代にふさわしい行政運営の確立をめざし、行政改革に取り組んでいるところである。

この行政改革を実りあるものとするためには、国から地方への権限委譲の推進や地方の財政基盤の整備等、国における積極的かつ速やかな地方分権のための取組みが是非とも必要である。

このため、県として、地方分権の推進のための調査検討組織を設置し、具体的な改善事項について検討をしていくとともに、全国知事会等と連携を図りながら、地方分権推進計画の早期作成等、地方分権の実現に向けて積極的に国への働きかけを実施していくものとする。

● ● ● 参 考 资 料 ● ● ●

- 茨城県行政改革推進懇談会委員主な意見
- これまでの取組み状況

○ 茨城県行政改革推進懇談会委員主な意見

【基本方針及び重点事項について】

- 効率的な行政運営は重要であるが、行政サービスの向上もあわせて検討する必要がある。
- 行政改革の目的をはっきりする必要がある。例えば、「行政への信頼性の回復」、「生産性の向上」、「効果的な行政」など。
- わかりやすい行政を推進することも行政改革の基本である。
- 各重点項目は、どこを重点的に取り組んでいくかによって、それぞれが影響を受けるため、よく整理する必要がある。
- 地方分権は、市町村の役割、県の役割、国の役割を明確にしていく必要がある。特に、市町村への権限委譲に際しては、財源的な措置や十分な準備期間が必要である。
- 事務事業の実施にあたっては、フォローアップ、批評あるいはフィードバックシステムが必要である。
- 行政改革は、県民参加についても検討していく必要がある。

一個別事項について一

- 各種団体の自立を促していくシステムの確立が必要である。
- 出先機関の管轄区域や行政計画の地域割など、わからないものが多い。

- ボランティアの有効活用も必要である。
- 今までの行政改革についての県としての評価をすべきである。

【行政改革の論点について】

- 窓口サービスなど基本的な部分の改善も考えていくべきである。
- 職員がもっと能力を発揮できるシステムを考えていく必要がある。
また、資質の向上、人材育成のための職員教育や研修が重要である。
- 行政改革を推進していくためには、職員参加による行政改革を進めるなど、まず、職員の意識高揚や職員意識の改革を図っていく必要がある。
また、常に行政改革を考えていく体制づくりが必要である。
- 効率的な人員配置、要員の重点的な配分などに努めていく必要がある。
また、人材を「活かす」という視点も必要である。
- 出先機関は、県庁から遠いところにある市町村におけるサービスの確保という観点もあるので、統廃合にあたっては、この点も十分調整していく必要がある。
- 官官接待など予算の使い方についても考えていく必要がある。
- 福祉・保健・医療の連携の検討にあたっては、県の組織と市町村の組織との関係も考えていく必要がある。
- 国の地方に対する関与が多いなど、地方はもっと国に対して、地方分権も含め「国の行革」を要請していくべきである。
特に、補助事業については、徹底的に見直していく必要がある。

【大綱骨子（案）について】

- 行政の情報化の推進にあたっては、県から県民への一方方向だけではなく、県民の意見なども聞けるような双方向のシステムも検討していく必要がある。
- 地方分権の推進にあたっては、受け皿づくりのためにも、広域行政（市町村合併）が必要である。
ただし、合併は、最終的には住民が判断すべきものである。
また、市町村への権限委譲にあたっては、財源の問題や県の指導体制なども、良く検討していく必要がある。
- 職員提案が民間企業に比べて少ない。もっと活性化を図るべきである。
- 今後は、女性職員を政策形成の場にもっと活用していくべきである。
- 行政における縄張り意識とか、縦割り行政などをなくしていく必要がある。特に危機管理の際には必要である。
- 職員の意識改革は、明確な業績の評価などのシステムの見直しが必要である。
また、今後は、適材適所の人事配置がより求められる。つまり、部門部門へのプロの配置、さらに、そのプロを要請していく必要がある。
- 職員一人一人が県民と直接接する機会を設けることや、民間への出向など、有効な研修方法をもっと取り入れていくべきである。

【大綱素案について】

- 行政は、「つくる」ことや「予算をとる」ことに熱心で、その効果について十分検討されない場合が多い。従って、「評価する、そして、それを次に活かす」というシステムづくりが必要である。
例えば予算編成のシステムの中に、「評価する」という要素を組み込んでいくことも、有効な方法である。

- 情報化については、技術革新も日進月歩であることから、県民からの情報の収集についても研究していく必要がある。
また、計画的な職員に対する導入教育や、コスト面への配慮も必要である。
- 行革を推進するには「職員意識の高揚」は是非とも必要であることから、その具体策を講じていく必要がある。
- 保健、医療、福祉など、今後、市町村の役割が増えていく分野について、市町村に対する支援と併せて、指導者などの人材育成も望まれている。

○ これまでの取組み状況

昭和 60 年度以降の本県の行政改革への取組み状況の主なものは、次のとおりである。

1 親切な行政運営の推進

○ 窓口応対の改善

- ・ 接遇研修の実施 【各年度】
- ・ OJT の実施 【各年度】

○ 事務手続きの改善

- ・ 各種事業に係る事務処理マニュアルの作成 【各年度】
- ・ 許認可事務の見直しによる事務処理期間の短縮
【各年度、平成 5 年度、6 年度】

- ・ 事務の OA 化の推進 【各年度】

○ 相談事業の充実等

- ・ 県民相談センターの設置 【平成 6 年度】
- ・ 陳情、要望等の適正な処理 【各年度】
- ・ 各種相談事業の充実 【各年度】

2 わかりやすい行政運営の推進

○ 情報提供の促進

- ・ 広報誌「ひばり」等の発行 【各年度】
- ・ いばらき創り 1000 人委員会の設置 【平成 6 年度】

○ 窓口応対の改善

- ・ 接遇研修の実施 【各年度】
- ・ OJT の実施 【各年度】

○ 行政手続規程の整備

- ・ 茨城県公文書の開示に関する条例 【昭和 61 年 10 月 1 日施行】
- ・ 茨城県行政手続条例 【平成 7 年 8 月 1 日施行】

3 便利で迅速な行政運営の推進

○ 権限委譲等の推進

- ・市町村長への権限委譲

(累計)

区分	平成7年度現在
個別規則	16事務(58項目)
委任規則	19事務(88項目)
計	35事務(146項目)

(最近の実績)

S 63	租税特別措置法に基づく良質住宅の認定事務
H 3	森林法に基づく立入りの許可事務
H 5	租税特別措置法に基づく優良住宅の認定事務
H 7	公共用財産の管理事務

- ・出先機関への権限委譲

(累計)

区分	平成7年度現在
規則等	547事務2358項目

(最近の実績)

H 4	輸入品専門小売業の届出の受理事務等10事務
H 5	有害図書の陳列場所の変更指示等44事務
H 6	消費生活共同組合設立認可事務等14事務
H 7	開発行為の許可事務等31事務

○ 事務手続きの改善

- ・各種事業に係る事務処理マニュアルの作成【各年度】
- ・許認可事務の見直しによる事務処理期間の短縮

【各年度、平成5年度、6年度】

- ・事務のOA化の推進【各年度】

4 政策形成・総合調整機能の充実

○ 部局課の再編

- ・企画部の課の再編【昭和63年度、平成3年度】
- ・生活環境部の設置【平成5年度】

○ 横断的組織の設置

- ・各施策別推進本部の設置(19本部)【各年度】

○ 政策幹部会議の設置【平成6年度】

○ 政策提案制度の導入【平成6年度】

5 行政運営における生産性の向上

- 事務改善事業（自主改善、職員提案）の実施【各年度】
- 事務処理の簡素合理化
 - ・ 事務処理のOA化、標準化の推進【各年度】

6 職員の能力開発の推進

- 計画的な研修の実施（最近の実績）

年度	内 容
H 2	政策研究講座を実施 女性セミナーを実施
H 4	民間交流セミナーを実施 チャレンジ政策提言事業を実施 長期海外派遣事業を実施
H 5	通信研修講座を実施 自主企画海外研修事業を実施
H 6	ベスト・プレゼンテーション（表現力向上）研修を実施 「J S T（茨城版）指導の効果的対応の手引」を開発

- 適正な職歴管理と人員配置を推進【各年度】

7 事務事業の見直し

- 事務事業の整理合理化【S 6 1年度から現在まで】

区 分	件 数
事務事業の廃止、縮小	545件
県単補助金の廃止、縮小	228件

- 新規民間委託【S 6 1年度から現在まで】

3 1 事務事業

8 組織機構の見直し

○ 本庁

年度	部	局室	部内局室	課局室	主 な 事 項
S 60	8	3	3	78	
61	8	2	1	77	国際博協力室の廃止,総合監察室,総合県民室の廃止
62	8	2	1	78	県庁舎建設準備局の設置
63	8	2	1	77	新美術館建設局の廃止
H 1	8	2	1	77	
2	8	2	1	77	
3	8	2	1	78	常磐新線整備推進課の設置
4	8	2	2	79	都市局の設置,県立医療大学設置準備局の設置
5	8	2	2	80	環境局,生活福祉部を生活環境部,福祉部に改組,農地部を農地局に改組
6	8	2	2	81	女性青少年課の設置
7	8	2	3	79	企画部地域振興室の設置,県立医療大学設置準備局の廃止

* 局室には、出納事務局を含む。

○ 出先機関

年度	機関数	支所	主 な 事 項
S 60	1 8 5	2 0	
61	1 8 4	2 0	職員水戸宿泊所の廃止
62	1 7 8	2 3	保育専門学院,印刷所等の廃止,病害虫防除所の再編
63	1 7 8	2 3	
H 1	1 7 8	2 4	港湾・都市建設事務所の設置,大家畜経営センターを支所に改組
2	1 7 8	2 3	農業大学校蚕業部(支所)の廃止
3	1 7 9	2 3	つくば都市整備局の設置
4	1 4 8	5 8	農業試験場,農業改良普及所,農業大学校等を農業総合センターに改組
5	1 4 4	5 8	鹿島用地事務所等の廃止
6	1 4 0	4 2	保健所(18→14),農業改良普及所(26→12),土木事務所の再編等
7	1 4 0	4 1	水戸土木事務所建設機械課(支所)の廃止

○ 付属機関

年度	種別	機関数
S60年度	82	116
H7年度	73	95

○ 出資法人

年度	公益法人	商法人	計
～S59年度	30	9	39
～H6年度	46	15	61

- ・ 業務運営の総点検を実施【昭和61年度～63年度】

9 定員管理、給与の適正化

○ 定員管理

(10月1日現在)

区分	議会	知事部局	企業局	教育委員会	公安委員会	その他委員会	計
S60	41	7855	194	24916	4181	53	37240
H6	41	7548	235	25262	4337	52	37475

○ 給与（ラスパイレス指数の変化）

区分	全国平均	本県
S60	105.6	105.6
H6	103.8	104.0

- ・ 等級制から級制への移行【昭和60年度】
- ・ 退職手当支給率の見直し【昭和60年度】
- ・ 給料の調整額、特殊勤務手当の見直し【平成元年度、6年度】
- ・ 期末手当年間支給月数の見直し【平成5年度、6年度】

10 行政の情報化の推進

○ 計画的な情報化の推進

区分	稼働システム数	
	汎用コンピュータ	パソコン
S 60	140	—
H 6	99	1309

- ・ OA化基本計画（第1次中期計画）【平成3年度】
- ・ 地域情報化推進計画【平成4年度】
- ・ OA化基本計画（第2次中期計画）【平成6年度】

○ ネットワーク化の推進

区分	主なオンライン(ネットワーク)の稼働開始状況
S 60	
61	
62	
63	新農地設計積算(見直し開発,57.10オンライン)
H 1	税務総合(自動車税は58年度からオンライン),土木設計積算(見直し開発,57オンライン化)
2	住宅総合管理
3	
4	農業技術指導
5	生涯学習情報提供,財務会計,病院事業財務会計,企業局財務会計
6	土地改良事業執行管理,公共事業執行管理

11 地方分権の推進

○ 国との関係

区分	内 容
S60～H5	中央要望「地方財政対策の推進について」
H 6	中央要望「地方分権の推進について地方分権の推進に関する調査検討委員会 設置,報告(H6.11)

○ 市町村との関係

区分	内 容
S60～H5	市町村長への権限委譲の推進(34事務)
H 6	国,県及び市町村との関係に関する調査実施,報告(H6.11)

● ● ○ 付 属 資 料 ○ ● ●

- 1 行政改革に対する県民意識調査結果概要
- 2 茨城県行政改革大綱策定経緯
- 3 茨城県行政改革推進本部設置要綱
- 4 茨城県行政改革推進懇談会設置要綱
- 5 茨城県行政改革推進懇談会委員名簿

1 行政改革に対する県民意識調査結果概要

1 目的

社会経済状況の変化に対応した簡素で効率的な行政運営の確立に向けて、新たな行政改革大綱を策定するにあたり、県民の意見や関心を把握し、意見等を反映させる。

2 調査時期

県政モニター 平成7年6月16日～26日
明日の地域づくり委員会委員
県政世論調査 平成7年6月30日～7月23日

3 調査対象及び回収結果

(1) 県政モニター、明日の地域づくり委員会委員

地 域	県政モニター		明日の地域づくり委員会委員		計	
	発送数	回収数	発送数	回収数	発送数	回収数
県 北	40	34	100	58	140	92
鹿 行	9	9	98	61	107	70
県 南	32	30	99	58	131	88
県 西	17	16	100	65	117	81
(地域不明)	—	5	—	26	—	31
全 体	97	94	397	268	494	362
(回収率)		(96.9 %)		(67.5 %)		(73.3 %)

(2) 県政世論調査

対 象：1,500人（住民基本台帳から無作為抽出した県内居住の20歳以上の男女）

有効回答：1,221人（回答率81.4%）

4 調査結果概要（別紙のとおり）

県民意識調査結果について（概要）

1 「県に対する印象」については、「よくやっている」が全体の約60%を占めている。

ただし、その他の意見として「県の施策がよくわからない」（9人）という意見があり、今後、県施策についてのより一層の情報提供促進が必要と考えられる。

2 「行政改革への関心」については、県政モニター、明日の地域づくり委員会委員では約95%が「関心がある」としており、ほとんどの人が関心があるという結果になっている。

一方、県政世論調査では約60%と、県政モニター等に比べ関心が低くなっているが、これは、県との関わり方の影響であると考えられ、いずれの調査でも、「全く関心がない」としているのはごくわずかであり（県政モニター等0.3%，県政世論調査4.7%），県民の行政改革への関心の高さが伺える。

3 「行政改革の重点事項」としては、いずれの調査でも「市町村への権限委譲」、「行政情報の提供促進」が上位を占めており、県民は、地方分権の時代に対応した身近な市町村の充実と、情報化の時代に対応した行政情報の提供促進を望んでいることが伺える。

また、「事務事業の見直し」、「組織機構の簡素効率化」も、上位になっている。

（以下は、県政モニター、明日の地域づくり委員会委員に対する調査結果）

4 「出先機関の廃止」については、「少々不便になってしまっても、効率的なサービスが期待できればやむを得ない」としている人が60%弱もあり、組織見直しの積極的な姿勢がみられる反面、「住民が不便になるのなら廃止すべきでない」という意見も30%強あった。

5 また、「行政改革による県民生活への影響」については、「行政サービスがある程度低下しても行政改革は行うべき」とする積極的な意見も30%強あった。

6 今後、人員配置を充実すべき部門については、「福祉部門」（23.4%）と「生活環境部門」（19.6%）とする意見が多く、高齢化社会への対応や環境問題への関心が強まってきていることなどを反映しているものと考えられる。

7 自由意見、要望では「職員の能力開発」、「職員の意識改革」、「県行政の情報提供促進」及び「県民意見反映」の要望が多かった。

行政改革に対する県民意識調査結果概要

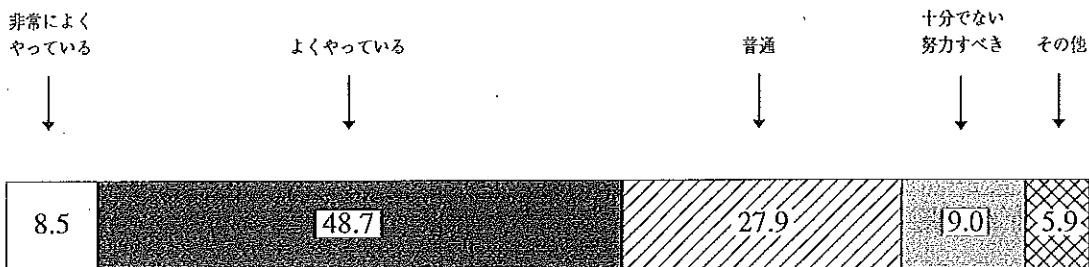
参考

(県政モニター、明日の地域づくり委員会委員)

1 県に対する印象

よくやっている 57.2%

問1 県では、新しい総合計画のもとに様々な施策に取り組んでおります。あなたは、県に対してどのような印象をお持ちですか。(○は1つ)



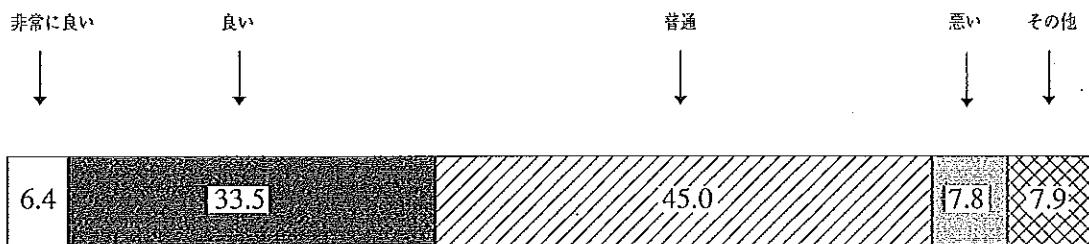
県に対する印象では、全体の57.2%が「非常によくやっている」あるいは「よくやっている」としている。しかし一方では、「十分でない、もっと努力すべきである」というのも9.0%あった。

また、「その他」では、「県の施策がよくわからない」という意見が多くみられた。

2 県職員の対応、仕事ぶり

良い 39.9%

問2 県の職員の対応や仕事ぶりについて、あなたは日頃どのような感じをお持ちですか。(○は1つ)



県職員の対応や仕事ぶりに対する印象では全体の39.9%が「非常によい」あるいは「良い」と感じている。しかし一方では、7.8%が「悪い」と感じている。

また、「その他」では、「課所によって差がある」という意見が多くみられた。

3 行政改革への関心

関心がある 95.3%

問3 あなたは、県の行政改革に関心がありますか。(○は1つ)

非常に関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	全く関心がない
----------	-----------	----------	---------



ある程度関心がある

あまり関心がない
全く関心がない

47.5

47.8

4.4 0.3

県の行政改革に対する関心では、全体の 95.3% が「非常に関心がある」あるいは「ある程度関心がある」としており、「あまり関心がない」あるいは「全く関心がない」というのは 4.7% しかなかった。

関心がない層については、職業別では「農林漁業者」が 14.8%，地域別では「鹿行地域」が 9.0% と比較的多くなっている。

4 業務の民間委託について

積極的に委託すべき 81.7%

問4 県では、いろいろな仕事をしていますが、そのうち民間でできるものについては民間に委託すべきであるという意見があります。あなたは、このことについてどのように思われますか。(○は1つ)

積極的に委託

経費削減やサービス向上につながるものは積極的に委託

原則的には県で処理
やむを得ない場合委託
でない その他

17.4

64.3

14.8 0.8 2.7

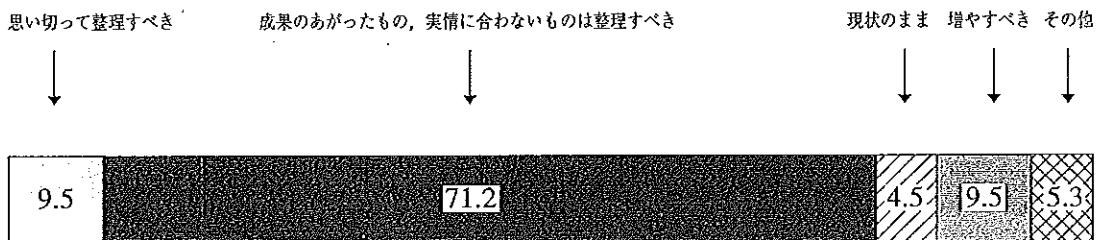
県の業務の民間委託については、全体の 81.7% が「積極的に委託すべき」あるいは「経費削減やサービス向上につながるものは積極的に委託すべき」としている。これを年代別にみると「20歳代」が 100.0%，「30歳代」が 92.2% と比較的若い世代で多くなっている。また、職業別では「自由業」で 96.1% と民間委託に積極的な意見がみられる。

「その他」では、「委託先の選定は慎重にすべき」という意見がみられた。

5 補助金、貸付金について

整理すべき 80.7%

問5 県では、市町村や民間団体などの各種の施設整備や活動に対して、県独自に補助金を出したり、資金を貸付けたりしています。これらの補助金や貸付金のあり方についてあなたはどのように思われますか。(○は1つ)

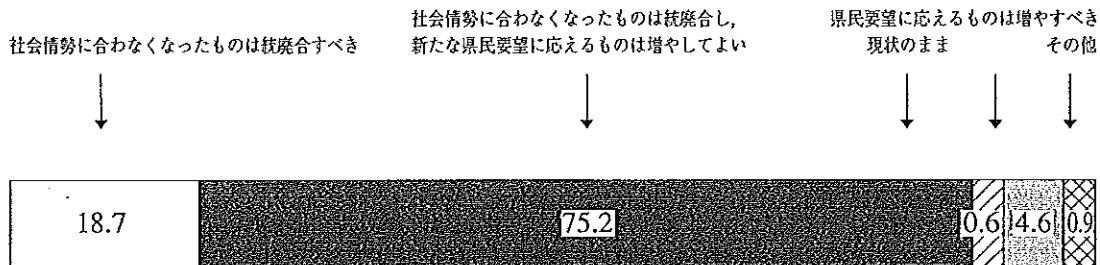


補助金、貸付金については、全体の80.7%が「思い切って整理すべきである」あるいは「成果のあがったもの、実情にあわないものは整理すべきである」としている一方で、「もっと増やすべきである」という意見も9.5%あった。さらに、職業別にみると「もっと増やすべきである」というのは「農林漁業者」が18.5%と多くなっている。

6 県の組織について

社会情勢に合わないものは統廃合し、新たな県民要望に応えるものは増やしてよい 75.2%

問6 今後の県の組織について、あなたはどう思われますか。(○は1つ)



今後の県の組織については、全体の75.2%が「社会情勢にあわなくなったものは統廃合し、新たな県民要望に応えるものは増やしてよい」としている。これを、職業別にみると「給与所得者」が84.2%と多くなっている。

7 出先機関廃止について 廃止でも効率的行政サービスが期待できればよい 56.1%

問7 もし、あなたの住んでいる地域にある県の出先機関が廃止されることになったらあなたはどう思われますか。(○は1つ)

交通が便利になっているので廃止してもよい 廃止によって少々不便になんでも効率的な行政サービスが期待できればやむを得ない 住民が不便になるのなら廃止すべきでない その他



居住地域の県の出先機関の廃止については、全体の56.1%が「少々不便になんでも効率的な行政サービスが期待できればやむを得ない」としている一方、「住民が不便になるのなら廃止すべきでない」という意見も32.8%あった。

「少々不便になんでも効率的な行政サービスが期待できればやむを得ない」という意見は、職業別では「給与所得者」が67.2%，地域別では「県北地域」が68.2%と多くなっており、「住民が不便になるのなら廃止すべきでない」という意見は、職業別では「主婦」が47.5%，「農林漁業者」が46.2%，地域別では「県南地域」が45.8%と多くなっている。

また、「その他」では、「廃止する場合は市町村に事務委譲すべき」という意見が多くみられた。

8 外郭団体のあり方 廃止すべきものは廃止し、必要あるものは設立すべき 67.1%

問8 県ではみなさんのニーズに応えるため、公社等の外郭団体に出資等を行い、民間活力の導入、機動性の有効活用を図って諸施策を推進しております。あなたは、これらの外郭団体のあり方についてどう思われますか。(○は1つ)

統廃合を進めるべき 存在意義が薄ってきたものは廃止し、新たなる必要があるものは設立すべき 現状のまま その他

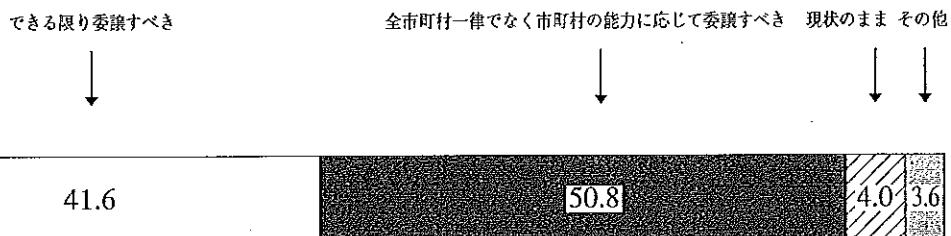


県の外郭団体のあり方については、全体の67.1%が「存在意義が薄ってきたものは廃止し、新たなる必要があるものは設立すべき」としており、統いて「統廃合を進めるべき」というのが24.1%と多くなっている。

9 市町村委譲について

委譲を進めるべき 92.4%

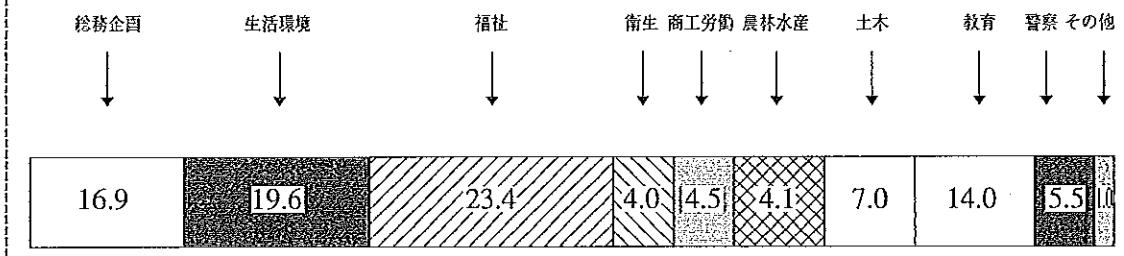
問9 行政は、住民の身近なところで行われるのが望ましいので、県の仕事のうち住民に関わりの深いものはなるべく市町村に移すべきとの意見がありますが、あなたは、これについてどのように思われますか。(○は1つ)



県の事務の市町村委譲については、全体の92.4%が「できる限り委譲すべき」あるいは「市町村の能力に応じて委譲すべき」としており、「現状のままでよい」というのは僅か4.0%にすぎなかった。

10 人員配置を充実すべき部門 福祉部門がトップ 23.4%

問10 県の各部門への人員配置については、限られた人員で新たな行政需要に的確に対応するため適正配置に努めております。あなたは、今後、どのような分野で充実・強化を図るべきだと思われますか。(○は2つまで)



今後、人員配置を充実・強化すべき県の部門については、全体では「福祉部門」が23.4%と最も多く、つづいて、「生活環境部門」(19.6%), 「総務企画部門」(16.9%), 「教育部門」(14.0%)となっている。一方、少ない部門は、「衛生部門」(4.0%), 「農林水産部門」(4.1%), 「商工労働部門」(4.5%)となっている。

ただし、職業別でみると、「農林漁業者」で「農林水産部門」(28.6%), 「商工サービス業」で「商工労働部門」(12.3%)への充実・強化要望が比較的多くなっている。

11 行政改革の重点事項

市町村権限委譲がトップ 20.7%

問11 県ではこれまで行政改革に取り組んできたところですが、今後、地方分権の推進や高齢化、情報化などの社会の変化に対応してさらに効率的に仕事を進める必要があると考えられます。あなたは、今後の行政改革の課題として何を重点とすればよいと思われますか。(○は3つまで)

業務見直しによる 効率的事務執行	補助金貸付 金見直し	事務処理合理化 OA化	行政情報 提供促進	組織簡素 効率化	外郭団体 見直し	出先機関 権限委譲	市町村 権限委譲	職員の 適正配置	職員能力 開発	その他
---------------------	---------------	----------------	--------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	------------	-----

↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
14.2	5.2	15.0	9.4	9.1	7.4	7.6	20.7	7.4	13.1	0.9

今後の行政改革の重点課題としては、全体の20.7%が「市町村への権限委譲」としており、続いて「事務処理合理化、OA化」(15.0%), 「業務見直しによる効率的事務執行」(14.2%), 「行政情報提供促進」(9.4%), 「組織簡素効率化」(9.1%)となっている。

12 県民生活への影響

行政サービスがある程度低下しても行革を行うべき 33.1%

問12 事務事業の見直しや組織の整理統合などの行政改革によって県民の生活に影響することも考えられます。このことについて、あなたはどう思われますか。(○は1つ)

行政サービスがある程度低下しても、
行政改革を行うべき

行政サービスが低下しない範囲で、
行政改革を行うべき

行政サービスが低下するなら、
行政改革を行わないほうがよい その他

↓	↓	↓	↓
33.1	57.7	2.9	6.3

行政改革による県民生活への影響については、全体の57.7%が「行政サービスが低下しない範囲で行政改革を行うべき」としており、続いて「行政サービスがある程度低下しても行政改革を行うべき」が33.1%となっている。

「行政サービスがある程度低下しても行政改革を行うべき」というのは、地域別では「県北地域」が43.3%と比較的多くなっている。

また、「その他」では、「行政改革にサービス低下はあり得ない」という意見も多くみられた。

13 自由意見、要望（○付き数字は、件数を示す）

業務執行関係	組織関係	職員関係	権限委譲関係	広聴広報関係
簡素効率化 ⑥	組織機構見直し ⑯	職員能力開発 ⑯	市町村への権限委譲 ⑦	県行政情報提供促進 ⑯
民間委託促進 ⑤	外郭団体見直し ④	職員意識改革 ⑭	市町村合併促進 ④	県民意見反映 ⑩
OA化促進 ⑤	総合事務所強化 ②	人材活用 ⑬	出先への権限委譲 ③	
まち機能充実 ④		人員整理 ③	市町村との連携強化 ⑨	
コネ行政撤廃 ②		市町村との人材交流 ②	市町村職員能力開発 ②	

自由意見、要望では、職員の能力開発や意識改革の促進、広報広聴機能の充実及び組織機構の見直し等への要望が多くみられた。

行政改革に対する県民意識調査結果概要

(県政世論調査)

1 行政改革への関心

関心がある 58.3%

問1 県では予算や職員をより有効に活用して最も効率的に仕事が進められるよう改善するため、これまで行政改革に取り組んできたところですが、今後、地方分権の推進や高齢化、情報化などの社会の変化に対応していくためには、さらに行行政改革を進める必要があると考えられます。あなたは、このような県の行政改革について関心をお持ちですか。(○は1つ)

n = 1,221

非常に関心がある ある程度関心がある あまり関心がない 全く関心がない
わからぬ



県の行政改革に対する関心では、全体の 58.3% が「非常に関心がある」あるいは「ある程度関心がある」としているが、「あまり関心がない」あるいは「全く関心がない」層も 39.5% あった。

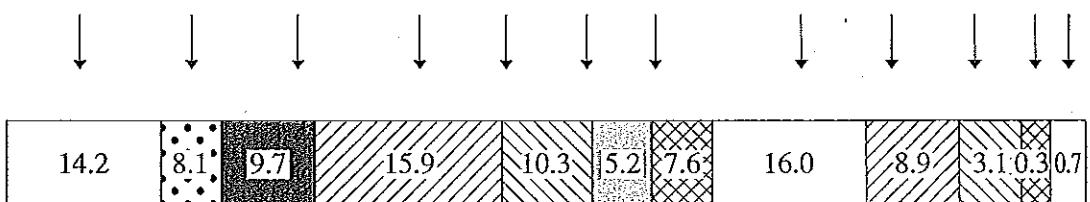
2 行政改革の重点事項

市町村権限委譲がトップ 16.0%

問2 あなたは、今後の県の行政改革の課題として何を重点とすればよいと思われますか。(○は3つまで)

n = 1,893

業務見直しによる 効率的実務執行 精助金貸付 事務処理合理化 行政情報 提供促進 組織簡素 効率化 外郭団体 見直し 出先機関 権限委譲 市町村 権限委譲 職員の 適正配置 職員能力 履歴 その他の



行政改革に関心があるという層に、今後の行政改革の重点課題をたずねたところ、「市町村への権限委譲」が 16.0% と最も多く、続いて「行政情報提供促進」(15.9%), 「業務見直しによる効率的実務執行」(14.2%), 「組織簡素効率化」(10.3%), 「事務処理合理化、OA化」(9.7%) となっている。

2 茨城県行政改革大綱策定経緯

時 期	内 容
平成 6 年 11月25日	○ 行政改革推進本部設置(要綱)
12月 1 日	○ 第 1 回行政改革推進本部会議開催 (策定方針, 重点事項)
12月16日	○ 事務事業実態調査実施
平成 7 年 2月10日	○ 事務事業実態調査回収
5月19日	○ 第 1 回行政改革推進本部幹事会開催 (行政改革推進懇談会の設置, 平成 7 年度実施分中間報告) ○ 行政改革推進懇談会設置 (要綱)
5月25日	○ 第 1 回行政改革推進懇談会開催 (現況説明, 基本方針, 重点事項)
6月16日 ～ 7月23日	○ 行政改革に対する県民意識調査実施
8月21日	○ 第 2 回行政改革推進本部幹事会開催 (県民意識調査結果, 大綱策定にあたっての論点)
8月23日	○ 第 2 回行政改革推進懇談会開催 (県民意識調査結果, 大綱策定にあたっての論点)
9月27日	○ 第 3 回行政改革推進懇談会開催 (大綱骨子 (案))
11月 8 日	○ 第 3 回行政改革推進本部幹事会開催 (大綱素案)
11月30日	○ 第 4 回行政改革推進懇談会開催 (大綱素案)
12月 5 日	○ 第 2 回行政改革推進本部会議開催 (大綱の決定, 発表)
12月 6 日	○ 第 5 回行政改革推進懇談会開催 (大綱, 今後の推進方法)

3 茨城県行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に審議し、推進するため、茨城県行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事を、本部員には別記1に掲げる者をもつて充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、推進本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(所掌事務)

第4条 推進本部は、次の事項を審議し、推進する。

- (1) 行政改革大綱の策定について
- (2) 行政改革大綱の進行管理について
- (3) その他本部長が必要とする事項

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事には総務部次長を、幹事には別記2に掲げる者をもつて充てる。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、主宰する。

- 2 幹事会の会議は、推進本部に付議すべき議案の調整及び本部長の命を受けた案件の処理を行う。
- 3 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(部門担当幹事)

- 第7条 本部長は、行政改革大綱の部門別重点事項等を検討、整理させるため、幹事のうちから部門担当幹事を命ずることができる。
- 2 部門担当幹事は、命を受けた重点事項等について、検討、整理を行い、幹事会に報告するものとする。

(関係部局等の協力)

- 第8条 推進本部は、必要に応じて関係部局等の協力を求めるものとし、関係部局等は、推進本部の事務が円滑に処理されるよう、資料の提供及びその他必要な協力をするものとする。

(庶務)

- 第9条 推進本部の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成6年11月25日から施行する。

別記1 (本部員) 出納長
総務部長
企画部長
生活環境部長
福祉部長
衛生部長
商工労働部長
農林水産部長

農地局長
土木部長
出納事務局長
企業局長
教育長
警察本部長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
地方労働委員会事務局長
議会事務局長

別記2（幹事） 総務課長
人事課長
財政課長
地方課長
情報システム課長
企画調整課長
生活文化課長
社会福祉課長
医務課長
商業振興課長
農政企画課長
農地管理課長
監理課長
出納第一課長
企業局総務課長
教育庁総務課長
警察本部警務課長
監査委員事務局次長
人事委員会事務局次長
地方労働委員会事務局次長
議会事務局総務課長

4 茨城県行政改革推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営の確立をめざし、県が策定する行政改革大綱について、民間有識者の意見を聞くため、茨城県行政改革推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。
2 懇談会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
3 委員は、県政運営に関し優れた識見を有するもののうちから知事が委嘱する。

(運営)

第3条 懇談会は、会長が招集し、主宰する。
2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年5月19日から施行する。

5 茨城県行政改革推進懇談会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	役 職 等
池 田 雄 一	(社)日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会会长
井 原 克 子	茨城県婦人団体連盟代表議長
宇留野 光 子	茨城県身体障害者施設協議会会长
荻 谷 良 英	水戸農業協同組合代表理事理事長
川 迂 千恵子	国際交流ボランティア
坂 下 珍 彦	(株)日本文学放送編成局編成部長 (前日本放送協会水戸放送局長)
副会長 帶 刀 治	茨城大学教授
会 長 幡 谷 祐 一	茨城県信用組合理事長
平 山 牧 彦	茨城県医師会副会長
古 川 俊 一	筑波大学助教授
村 田 康 博	波崎町長
室 伏 勇	(株)茨城新聞社専務取締役
森 秀 男	(株)山森代表取締役社長
柳 生 修	コロナ電気(株)代表取締役社長
渡 邊 先	茨城県労働者福祉協議会会长